

同一市町村の国保・介護、後期高齢者医療・介護に加入する世帯に係る事務処理について

同一市町村の国保・介護、後期高齢者医療・介護に加入する世帯に係る事務処理については、同一市町村内で事務処理を行い、審査支払機関に支給額の計算事務等を委託することにより、各手続等を省略し、事務処理を簡素化することができる。

1. 同一市町村の国保・介護に加入する世帯について、国保・介護が事務を委託する場合

